

鈴鹿市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 2 3 号

鈴鹿市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鈴鹿市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成 2 5 年鈴鹿市規則第 2 0
号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように
改める。

改 正 後	改 正 前
（用語の定義） 第 2 条 この規則における用語の意義は、法 に定めのあるもののほか、次の各号に定め るところによる。 （1） 略 （2） 審査機関 建築物のエネルギー消費 性能の向上等に関する法律（平成27年法 律第53号）<u>第14条第 1 項</u>に規定する登録 建築物エネルギー消費性能判定機関をい う。 （3）～（6） 略 （添付図書） 第 7 条 省令第41条第 1 項の規定により市長 が必要と認める図書は、次に掲げるものと する。 （1） 略	（用語の定義） 第 2 条 この規則における用語の意義は、法 に定めのあるもののほか、次の各号に定め るところによる。 （1） 略 （2） 審査機関 建築物のエネルギー消費 性能の向上等に関する法律（平成27年法 律第53号）<u>第15条第 1 項</u>に規定する登録 建築物エネルギー消費性能判定機関をい う。 （3）～（6） 略 （添付図書） 第 7 条 省令第41条第 1 項の規定により市長 が必要と認める図書は、次に掲げるものと する。 （1） 略

(2) 次の表の左欄に掲げる場合に应じ、
それぞれ同表の右欄に掲げる図書

ア～カ 略	略
キ 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を受けた場合であって、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要する場合	建築基準法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し

(3)・(4) 略

2 略

(2) 次の表の左欄に掲げる場合に应じ、
それぞれ同表の右欄に掲げる図書

ア～カ 略	略
キ 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を受けた場合であって、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条の3第1項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要する場合	建築基準法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し

(3)・(4) 略

2 略

第6号様式（裏）を次のように改める。

第6号様式（第12条関係）

（裏）

3 確認状況

	確認を行った 部位及び材料 の種類等	照合内容	照合を行 った設計 図書	照合結果 （不適の場合 はその内容）	備考 （変更内 容等）
く体の外皮 性能					
空気調和設 備（住宅に あつては暖 冷房設備）					
機械換気設 備					
照明設備					
給湯設備					
昇降機					
エネルギー 利用効率化 設備					
再生可能エ ネルギー利 用設備					
その他低炭 素化に資す る措置					

（※）欄は、建築士により難しい場合、工事施工者が記載してください。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。